

「当行における個人情報の利用目的」の改訂のお知らせ

株式会社豊和銀行（以下、「当行」といいます。）は、外国為替業務の取扱終了に伴い、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、当行の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（削除）することをご連絡いたします。なお、変更日は、外国為替業務の取扱終了翌営業日（2021 年 10 月 1 日）からといたしますので、申し添えます。

※ 変更（削除）点は網掛け部分をごらんください。

変更前		変更後	
当行における個人情報の利用目的		当行における個人情報の利用目的	
<p>当行は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）」などの関係法令等に基づき、お客さまの個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます）を、当行及び当行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、特定の個人情報等の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合〔注〕には、当該利用目的以外で利用いたしません。</p>		<p>当行は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）」などの関係法令等に基づき、お客さまの個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます）を、当行及び当行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、特定の個人情報等の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合〔注〕には、当該利用目的以外で利用いたしません。</p>	
業務内容	① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、 外国為替業務 およびこれらに付随する業務 ② 公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、保険商品の窓口販売業務、金融商品仲介業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ③ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後の取扱いが認められる業務を含みます）	業務内容	① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務およびこれらに付随する業務 ② 公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、保険商品の窓口販売業務、金融商品仲介業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ③ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後の取扱いが認められる業務を含みます）
個人情報の利用目的	（省 略）	個人情報の利用目的	（現行通り）

変更前

なお、当行の特定個人情報等（個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報）の利用目的については、以下の通りです。

特定個人情報等の利用目的	① 金融商品取引に関する法定書類作成事務のため ② 生命保険契約等に関する法定書類作成事務のため ③ 損害保険契約等に関する法定書類作成事務のため ④ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務のため ⑥ 報酬・料金等の支払調書作成事務のため ⑦ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務のため ⑧ 不動産の使用料等に関する支払調書作成事務のため ⑨ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務のため ⑩ 預貯金口座付番に関する事務のため ⑪ その他①から⑩までに関連する事務のため
--------------	--

〔注1〕 銀行法施行規則第13条の6の6により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

〔注2〕 銀行法施行規則第13条の6の7により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

〔注3〕 特定個人情報等については、お客さまの同意の有無にかかわらず、法令に定められた目的以外で取得・利用・第三者提供等はいたしません。

(平成30年1月1日)

変更後

なお、当行の特定個人情報等（個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報）の利用目的については、以下の通りです。

特定個人情報等の利用目的	① 金融商品取引に関する法定書類作成事務のため ② 生命保険契約等に関する法定書類作成事務のため ③ 損害保険契約等に関する法定書類作成事務のため ④ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため (削除) ⑤ 報酬・料金等の支払調書作成事務のため ⑥ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務のため ⑦ 不動産の使用料等に関する支払調書作成事務のため ⑧ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務のため ⑨ 預貯金口座付番に関する事務のため ⑩ その他①から⑨までに関連する事務のため
--------------	---

〔注1〕 銀行法施行規則第13条の6の6により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

〔注2〕 銀行法施行規則第13条の6の7により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

〔注3〕 特定個人情報等については、お客さまの同意の有無にかかわらず、法令に定められた目的以外で取得・利用・第三者提供等はいたしません。

(2021年10月1日)

以上